

最新・中国法ニューズレター

-----第9号-----

発行者：上海董孝銘弁護士事務所
所長・弁護士 董孝銘
上海市南京西路881号
静安新時代大廈13階10室
TEL: 021-61229507

編集者：上海董孝銘弁護士事務所

目次

- 案件分析：偽造印を押された契約は有効か.....
P2
- 重要法規解説：税関総署の「中華人民共和国税関登録登記と届出企業信用管理弁
法」.....
P3

主 要 法 令：特に日系企業にかかわりのある最新法規の情報・・・・・・・・・・・・・・・・

P4

案件分析

偽造印を押された契約は有効か

一、事件経緯

2017年10月、A社とB社の間でA社がB社に機械設備を販売し、価格は元値の80%であると取決められる「売買契約」を結ばれ、A社の総経理、且つ法定代表人でもあるC氏は「売買契約」に署名し、A社の社印を押した。「売買契約」に決めた納期満了後にもかかわらず、A社は当該機械設備をB社に納品しなかったため、B社は止むを得ず裁判所に訴えて、A社に納品義務を履行し、違約金を賠償するように要求した。

二、判決

裁判所の審理期間中、A社は、その法定代表人であるC氏が勝手に「売買契約」に社印を偽造して捺印し、その社印はA社の工商行政部門に届けた社印と一致していないため、A社の真実意思を表したわけではなく、且つC氏が社印を偽造した疑いで公安に通報したと主張した。

裁判所は、本案のA社の法定代表者であるC氏はA社の同意を得ずに、勝手に偽造の社印を持って対外的に「売買契約」を締結したことは本質的には越権代表行為を成し、当該越権代表行為が有効かどうかを判断するには、ポイントは、B社が善意の第三者であると認定できるかどうか、つまりB社はC氏の行為が権限を超えていることを知っているか或いは知っているべきかということである。A社は「売買契約」に捺印された社印は偽造したものであると証明する証拠があるが、法定代表者であるC氏のサインは真実であり、B社はC氏がA社の法定代表者を任する身分に基づいて、C氏が社印を持って「売買契約」を締結する行為は職務を履行する行為と信ずる理由があるので、社印の真偽は専門機関に鑑定されなければならない。B社は主観的に善意であり、A社の社印の真偽を審査する能力もなく、明らかに義務がない。そして、この「売買契約」の締結は法律、行政法規の強制規定に違反していないと認め、その法律の結果はA社が負担すべきであり、B社の訴求を支持すると判決を下した。

三、コメント

1、法定代表者が社印（偽造の有無にかかわらず）を持って民事活動に従事する限り、それが会社を代表する真実な意思（ただし、「会社法」第16条などの法律は法定代表者の職権に対して特別制限がある場合を除く）を表していると考えられる。従って、本案の「売買契約」はA社に効力をもたらす。

2、実務上、多くの会社がいくつかの社印を刻印したり、会社の法定代表者や代理人が社印を私的に刻んだりする場合があります。問われる契約効力を判断するポイントは社印の真偽ではなく、契約者が契約を締結する時に合法的な代表権または代理権を持つかどうかである。

3、契約者が会社の法定代表者でないか、または会社によって合法的に授権された代理人でもない場合、たとえ契約上に捺印されたのが真実社印であっても、その契約は

授權されない代表または権限のない代理によってなされた理由で無効と確認される可能性がある。

4、社印及び会社の法定代表者、代理人の署名はいずれも会社の意思を表す重要な対外表現形式であり、会社の対外契約に際しては、代表者または代理人の真の身分及び授權情報の審査について特に注意しなければならない。

重要法規解説

「中華人民共和国税関登録登記と届出企業信用管理弁法」

2021年9月13日、税関総署は「中華人民共和国税関登録登記と届出企業信用管理弁法」（以下、「新版弁法」という）を公布し、2021年11月1日から実施し、2018年3月3日に公布した「中華人民共和国税関企業信用管理弁法」を同時に廃止する。新版弁法は税関の企業への信用管理業務に顕著な変化をもたらし、そのポイントは以下の通りである。

1、企業信用等級分類の最適化

新版弁法は、企業信用の等級をこれまでの「高級認証企業」「一般認証企業」「一般信用企業」「信用失墜企業」を最適化し、「高級認証企業」と「信用失墜企業」を保留するほか、「その他企業」に対して通常の税関管理措置を統一実施し、企業の信用等級が多く、判別が難しい問題を解消する。

2、用育成サービスの提供の追加

税関は企業に信用育成サービスを提供し、企業の誠実と法律を守る意識を強化し、認証基準を満たしている企業がより多く「認証を経た経営者」（AEO）*制度を通じて認定事業者になれるよう土台を作りあげる。

*（AEO）とは、貨物のセキュリティ管理と法令遵守（コンプライアンス）の体制が整備された事業者に対し、税関が承認・認定し、税関手続の緩和・簡素化策を提供する制度である。現在、世界70以上の国・地域において導入されており、日本も2006年3月に輸出者を対象にAEO制度を導入した。

3、信用修復メカニズムの確立

税関は嚴重な信用失墜の主体リストに入れられていない信用失墜企業より提出された信用修復申請資料の審査を経て信用修復条件に合致すると認めた場合、企業信用修復申請を受けた日から20日間以内に信用修復許可の決定をしなければならない。信用失墜企業が2年連続でかかる信用失墜事件が発生していない場合、税関は信用失墜企業に対して信用修復の決定を行うべきである。

4、豊富な高級認証企業の優遇措置

新版弁法は、従来的高级認証企業が持つ9つの優遇措置をもとに、「輸出入貨物の通関手続き及び関連業務手続きを優先的に行う」「他の国（地域）に農産物、食品な

どの輸出企業を優先的に推薦する登録」「輸出貨物の原産地調査の平均抽出比率は企業の平均抽出比率の20%以下」など3つの優遇措置を追加し、高級認証企業の獲得感を与える。

5、高級認証企業の再審査期間の延長

税関が高級認証企業に対して再審査する期間を3年から5年に延長し、企業の負担を軽減する。ただし企業信用状況に異常が発生した場合、税関は不定期に再確認を行うことができる。

6、高級認証企業管理措置の適用の一時停止

税関は、高級認証企業が税関の監督管理規定に違反して立件された場合、高級認証企業の管理措置の適用を一時停止し、高級認証企業に財務リスクがあり、または明らかかな課税貨物及びその他の財産を移転、隠匿する恐れがあり、あるいは税金の納付を十分保障できないリスクがある場合、「担保免除」の管理措置を適用することを一時停止することができる。

7、重大な信用失墜主体リスト制度の確立

新版弁法は信用失墜企業は輸出入食品安全管理規定、輸出入化粧品監督管理規定に違反し又は固体廃棄物の密輸によって刑事責任を追及された、及び固体廃棄物の不法輸入によって税関行政により250万元を処罰された状況がある場合、税関は法律、行政法規などの関連規定に基づき、共同で懲戒を実施し、それを重大な信用失墜の主体リストに組み入れる。

8、企業の救済方法を明確にする

税関が信用失墜企業の認定を決定する前に書面で企業に決定を下す事由、法律に基づいて享有する陳述、弁明権利を告知し、企業を深刻な信用喪失の主体リストに組み入れる場合、企業に懲戒措置の提示、転出条件、手順及び救済措置を通知しなければならない。企業は税関から信用失墜企業を認定し、または深刻な信用失墜主体リストに組み入れた書面を受けた日から5営業日以内に税関に書面で陳述、弁明することができる。

主要法令

No	法 律 名 称	施行日
1	税関総署の「中華人民共和国税関登録登記と届出企業信用管理弁法」 (『重要法規解説』をご参照下さい)	2021/11/01
2	国家発展改革委員会の「最近の都市駐車施設の発展を推進する重点業務に関する通知」	2021/09/01
3	商務部の「目下のビジネス分野における消費の更なる促進に関する通	2021/09/15

	知]	
4	国家人民銀行の「信用徴集業務管理弁法」	2022/01/01

注①：本ニューズレターに掲載した内容のすべての著作権は弊所に帰属します。無断複製、無断変更、無断引用、またはこれらに類する行為を固くお断りいたします。

注②：本ニューズレターを皆様へご参考までにお送りさせて頂いており、弊所弁護士としての正式な法的意見を構成してはおりません。法務をご必要の際は弊所弁護士へその旨を具体的にご相談下さいませ。

注③：本ニューズレターに掲載した新主要法令の中国語原文をご入用でしたら、ご連絡をいただければ弊所より無料で（中国語のまま）ご提供いたします。（日本語翻訳文は有料とさせていただきます。）